## 平成 26 年

# 経済センサスー基礎調査 商業統計調査



## あなたの回答が、日本経済の力になる!

平成26年7月1日を基準日として、「平成26年経済センサスー基礎調査 | 及び「平成26年商業統計調査 | を実施 します。今回の調査は、調査対象となる事業所及び企業における記入負担の軽減、効率的かつ円滑な調査の実施 等の観点から、一体的に実施します。

調査結果は、国及び地方公共団体における行政施策の立案や、民間企業における経営計画の策定など、社会経 済の発展を支える基礎資料として広く利用されるほか、東日本大震災からの復興に向けた施策の基礎資料として も活用されます。

### 経済センサスー基礎調査とは?

全国すべての事業所及び企業の活動の状態を調査し、すべての産業分野における従業者規模等の基本的構造 を全国及び地域別に明らかにするとともに、各種統計調査の基礎となる母集団情報の整備を図ることを目的と して実施する調査です。

## 商業統計調査とは?

商業(卸売業・小売業)を営む全国すべての事業所について、産業分類別、従業者規模別、地域別等に従業 者数、商品販売額等を把握し、我が国商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得ることを目 的として実施する調査です。

#### ●調査票及びオンラインで回答できます

調査は、「調査員による調査 | と「本社等一括調査 | による2つの方法で行います。

- ・「調査員による調査」は、支社等のない事業所及び新設された事業所を調査員が訪問して調査します。 回答方法は、調査票を調査員に提出する方法のほか、インターネットを使用してオンラインでも回答で きます。調査票は、6月末日までに調査員が配布します。
- ・「本社等一括調査」は支社等を有する企業または組織の本社等に調査票を郵送します。回答方法は、郵送 またはオンラインで回答できます。
  - ※一部の事業所については、オンライン回答ができない場合があります。

#### ●統計法に基づいて実施します

統計法では、調査を受ける人には調査票に記入して提出する義務(報告義務)を、調査を実施する関係 者には調査によって知ったことを他に漏らしてはならない義務(守秘義務)を規定しています。

調査票に記入していただいた内容は、統計法に定められている利用目的以外に使用することはありません。

#### ●「かたり調査」にご注意ください

調査を装った不審な訪問者や、不審な電話・電子メールなどにご注意ください。調査員は必ず調査員証 を身につけています。

#### 【平成26年 経済センサス・基礎調査 商業統計調査 キャンペーンサイト】

http://e-census-syougyo.stat.go.jp/

■問い合わせ■ 総務課情報・統計グループ 2752 - 1111 (内線318)